平成２２年（フ）第４６１号
札幌市清田区里塚３条４丁目４番12号
債務者　田浦　千春（旧姓古田）
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４７４号
札幌市東区東苗穂７条３丁目９番10号
債務者　小笠原幸一
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４８４号
札幌市東区北17条東19丁目２番22―601号
債務者　佐々木裕美
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９０号
北海道千歳市信濃２丁目31番18号
債務者　佐々木慎也
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９３号
札幌市南区真駒内本町３丁目５番14―403号
債務者　福原　広美
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５０３号
札幌市北区太平４条４丁目７番１号
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５０９号
北海道江別市萌えぎ野東２番地の２
債務者　伊藤さおり
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１０号
札幌市西区琴似２条６丁目１番23―302号
債務者　稲川みづき（旧姓櫻庭）
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１６号
北海道石狩市花川北４条３丁目４番地８　道営住宅Ｄ９―201
債務者　佐藤　広美
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５３１号
札幌市白石区菊水２条１丁目８番20―201号
債務者　松本　一夫
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５３８号
札幌市北区北25条西16丁目７番６号
債務者　橋浦　　智
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５４３号
札幌市白石区平和通17丁目北10番５号　岩泉コーポ103号
債務者　兒玉　淑子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５５１号
札幌市手稲区前田１条10丁目７番２号　コーポむつみ202号
債務者　齊藤　一枝
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５７０号
札幌市豊平区美園４条２丁目２番８―202号
債務者　齊藤　　努
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５９１号
札幌市西区琴似１条６丁目３番20号　ハイツ京都102号
債務者　大崎　靖雄
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６０４号
札幌市北区北30条西５丁目２番３号　マンション山吹103号
債務者　葉梨　春男
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６１１号
札幌市白石区本通15丁目南１番１号　ハイツマリオ２号
債務者　永山　　純
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６３７号
札幌市東区北44条東10丁目４番３号　山本荘１号
債務者　中林美智子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部